

平成27年度中央区いじめ防止基本方針に基づく取組状況等について(教育委員会における取組)

項目	内 容	取組状況及び実績又は今後の取組の方向性															
1 「いじめ総合対策」の実施	・教育委員会は、法及び基本方針に基づく具体的な取組として、「いじめ総合対策」を別に定める。	・「いじめ総合対策」の全小学校、中学校への配布及び取組の推進															
2 いじめの未然防止	(1) ・「中央区教育振興基本計画」にいじめを生まない学校づくりを明記 ・学校の取組を教育課程に位置付け	・「中央区教育振興基本計画」に、積極的にいじめ防止に取り組むことを明記。 ・全小学校、中学校にて教育課程に位置付け、取組の推進															
	(2) ・命と心の授業や道徳授業地区公開講座の実施 ・人権教育・道徳教育の推進	・道徳授業地区公開講座を全校で実施。 ・命と心の授業 各学校年1回以上実施															
	(3) ・セーフティ教室等を活用した、インターネットにおけるいじめの防止等に向けた学習の充実	・セーフティ教室を活用した指導(携帯電話・インターネット使用に関わる指導の実施校数) 平成25年度 小学校 11校、中学校 1校 平成26年度 小学校 13校、中学校 3校 平成27年度 小学校 13校、中学校 3校															
	(4) ・小学校への専任教育相談員の派遣 ・中学校への心の教室相談員の配置	・専任教育相談を、全小学校に週1回又は2回派遣 ・心の教室相談員を、全中学校に週2回又は3回派遣															
	(5) ・都派遣スクールカウンセラーによる、いじめの実態把握 ・児童・生徒に対する面接及びいじめ等の相談がしやすい環境づくり	・スクールカウンセラーを、全小学校、中学校に週1回派遣 ・小学校第5学年、中学校第1学年について、年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施															
	(6) ・教育センター教育相談室での来所相談・電話相談	・相談件数 (累計) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>来所相談</td> <td>233(123)</td> <td>261(133)</td> <td>286(139)</td> <td>257(119)</td> </tr> <tr> <td>電話相談</td> <td>120(25)</td> <td>111(35)</td> <td>94(41)</td> <td>95(32)</td> </tr> </tbody> </table> ※( )内は「集団不適応・不登校・友人関係」件数		24年度	25年度	26年度	27年度	来所相談	233(123)	261(133)	286(139)	257(119)	電話相談	120(25)	111(35)	94(41)	95(32)
		24年度	25年度	26年度	27年度												
	来所相談	233(123)	261(133)	286(139)	257(119)												
電話相談	120(25)	111(35)	94(41)	95(32)													
(7) ・スクールソーシャルワーカーの学校派遣と関係機関との連携・協力体制構築	・教育委員会に1名配置し、週1回程度、各中学校に派遣。 ・学校で行われるケース会議に参加、ケース会議で検討・共通理解されたことを今後の取組に生かしていく。																
(8) ・いじめに関する教員研修の実施	・道徳教育推進教師研修会(年2回)、生活指導主任研修会(年9回)、人権教育推進委員会(年7回)において、いじめに関する教員研修を実施																
3 いじめの早期発見	(1) ・「ふれあい月間」の設定及びアンケート調査の実施	・ふれあい月間等を通じて、年3回以上定期的にアンケート調査を実施															
	(2) ・学校がいじめを把握した場合には、教育委員会に速やかに報告させる ・いじめに関する報告書を毎月提出させ、点検や指導、解決への支援を行う。	・「いじめに関する報告」によりを直ちに教育委員会に報告 ・「幼児・児童・生徒の問題行動及び事故等の月別調査報告」において、いじめに関する報告書を提出(毎月)															
	(3) ・校務支援システムを活用させ、児童・生徒の状況について、教職員間の一層の情報共有を行う。	・校務支援システムの「日誌」機能等を活用し、学校単位で組織的に情報共有できる体制を構築															
	(4) ・東京都教育委員会による学校非公式サイト上の監視情報を学校に連絡	・監視結果 平成24年度 不適切な書き込み 3件 平成25年度 不適切な書き込み 1件、個人情報掲載 1件 平成26年度 0件 平成27年度 0件															
4 いじめの早期対応	(1) ・教育委員会から学校への指導・助言	・「いじめ総合対策」の全小学校、中学校への配布															
	(2) ・教育委員会から学校への解決支援	・平成27年度小学校のいじめの認知件数が小学校では9件、中学校では0件となっている。教育委員会では、全ての報告において、担当指導主事による聴き取り調査を行うとともに、教員の配置体制に関する助言や保護者の要望(転校など)への対応についても、担当課と連携しながらいじめ解決に向けた学校支援を行った。															
	(3) ・指導主事やスクールソーシャルワーカー、教育センター、専任教育相談員などの派遣	・報告のあった全ての事案について、担当指導主事を学校に派遣し聴き取り調査及び助言等を行った。															
5 いじめ組織の及び防止対応のた	(1) ・「中央区いじめ問題対策連絡協議会」の設置 ・「中央区いじめ問題対策委員会」の設置	・「中央区いじめ問題対策委員会」を設置 第1回委員会 5月27日(水)、第2回委員会 12月16日(水) ・「中央区いじめ問題対策連絡協議会」を設置 第1回協議会 6月12日(金)、第2回協議会 12月10日(木)															
	(2) ・いじめに関する報告等を受けた場合の学校に対する支援 ・学校に対する必要な措置を講ずることの指示 ・教育委員会の調査 ・児童・生徒の出席停止等、必要な措置	・担当指導主事による聴取調査の実施及び助言(校内体制や補助員の配置等) ・教育委員会が直接保護者との話し合いの場を設け、いじめの早期解決に向け対応した。 ・児童・生徒の出席停止等は行っていない。															
6 検証と改善	・教育委員会は、基本方針に定めるいじめの防止等の取組状況を検証し、必要に応じて、その改善を図る。	・今年度中に検証を行い、改善策を検討する。															